

## 東北町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 20,478	千円 9,982,382	千円 125,690	千円 1,919,144	% 19.2	% 16.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

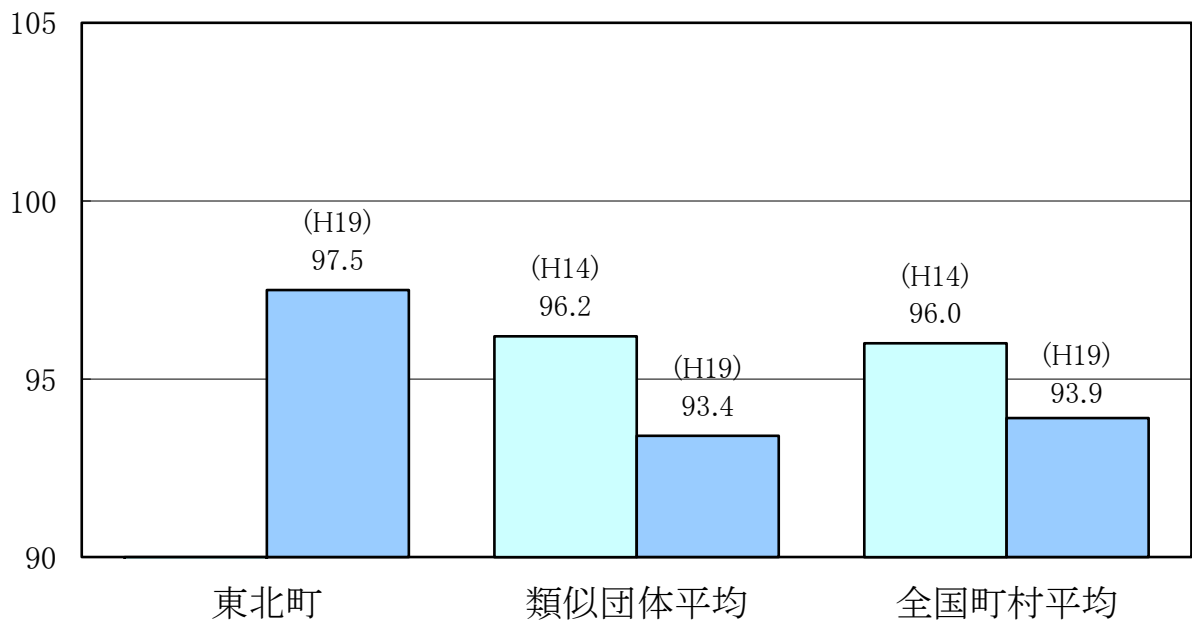
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 205	千円 870,112	千円 95,447	千円 364,315	千円 1,329,874	千円 6,487	千円 5,975

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、H18年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

平成17年3月31日合併

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H19年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東北町	46.8 歳	365,604 円	392,754 円	391,844 円
青森県	44.1 歳	352,500 円	420,493 円	387,826 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.9 歳	329,441 円	380,259 円	355,467 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	A/B
東北町	49.1歳	5人	301,940円	321,004円	310,677円	—	—	—	—
うち用務員	—	1人	—	—	—	うち用務員	—	—	—
うち自動車運転手	—	1人	—	—	—	うち自動車運転手	—	—	—
うちその他	49.5歳	3人	306,000円	310,267円	309,067円	うちその他	44.4歳	206,600円	1.5
青森県	46.2歳	589人	318,900円	364,077円	344,585円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	48.3歳	24人	283,897円	303,677円	295,883円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東北町	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うち自動車運転手	—	—	—
うちその他	5,171,141円	2,852,300円	1.8

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東北町	35.2 歳	285,500 円	297,780 円	291,303 円
国	37.3 歳	286,346 円	—	320,534 円
類似団体	42.2 歳	304,796 円	342,476 円	314,193 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		東北町	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	166,796 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	135,632 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	131,320 円	— 円
	中 学 卒	123,900 円	119,609 円	— 円
看護保健職	大 学 卒	198,800 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

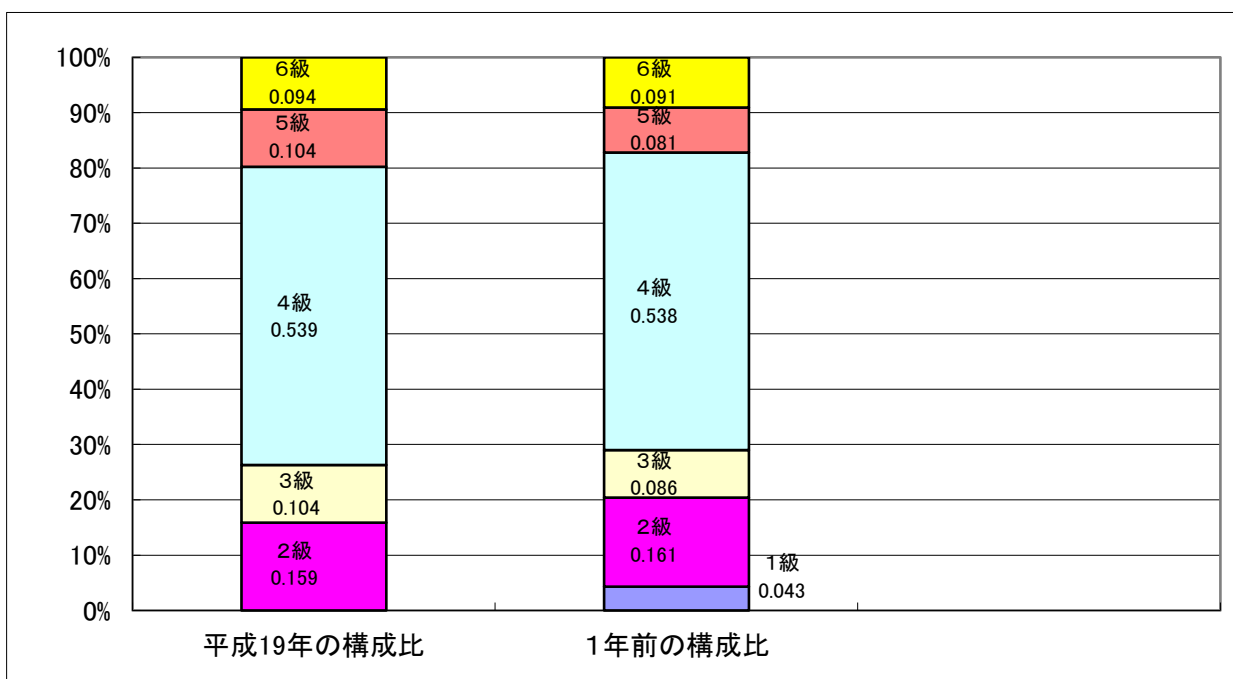
区 分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大 学 卒	272,100 円	346,200 円	382,300 円
	高 校 卒	250,000 円	273,800 円	357,600 円
技能労務職	高 校 卒	-- 円	-- 円	-- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	人	%
2 級	主査	29 人	15.9 %
3 級	主幹	19 人	10.4 %
4 級	課長補佐、総括主幹	98 人	53.9 %
5 級	課長、事務局長	19 人	10.4 %
6 級	参事	17 人	9.4 %

- (注) 1 東北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施
-----

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東 北 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,777 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,886 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 2 )月分 ( 0.75 )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 2 )月分 ( 0.75 )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

未実施
-----

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

東 北 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
(退職時特別昇給 制度なし )	(退職時特別昇給 制度なし )
1人当たり平均支給額 23,740 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)		182 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		10,706 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		7.4 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	右記業務に従事した職員	防疫作業に従事したとき	作業1日につき290円
変死人等取扱作業手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人の変死人処理作業に従事したとき	作業1日につき1,500円
精神保健業務手当	右記業務に従事した職員	精神保健鑑定医の診察に立ち会ったとき	作業1日につき290円
特定毒物等取扱手当	右記業務に従事した職員	特定毒物の調整若しくは散布又は散布の実地指導に従事したとき	作業1日につき290円
町税等徴収事務手当	右記業務に従事した職員	町税等の徴収に従事したとき	1日につき400円
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	巡回監視及び災害状況の調査に従事したとき	作業1日につき400円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉に従事したとき	従事した日、1日につき500円

平成19年4月1日より特殊勤務手当廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	17,998 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	88 千円
支給実績(平成17年度決算)	37,318 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	190 千円

(6) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当 (月額)	配偶者 1人目 以外	配偶者	13,000円	同じ	29,743千円	239,863円
		配偶者扶養	6,000円	同じ		
			配偶者非扶養	6,500円		
		配偶者無	11,000円	同じ		
	2人目以上1人につき	6,000円	同じ			
	16～22歳の子1人につき	5,000円	同じ			
住居手当 (月額)	借家(借間)	27,000円以内	同じ	新築または 購入後5年まで 月額2,500 円	8,952千円	75,864円
	持ち家	月額3,000円	異なる			
通勤手当 (月額)	交通機関(運賃相当額)	55,000円以内	同じ	9,945千円	71,036円	
	自動車等利用(通勤2km以上)	35,000円以内	同じ			
管理職手当 (月額)	管理又は監督の地位にある職員	給料月額に4～10%を乗じた額	同じ	9,187千円	399,435円	
寒冷地手当 (11～3月の 月額)	世帯主	扶養親族のある職員	17,800円	同じ	15,210千円	74,926円
		扶養親族のない職員	10,200円			
	その他の職員	7,360円				
単身赴任手当	配偶者と別居する場合支給	月額 23,000～68,000円	同じ	— 千円	— 円	
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合支給	1時間当たり給与額×135/100	同じ	— 千円	— 円	
夜間勤務手当	午後10時～午前5時までの間勤務した場合に支給	1時間当たり給与額×25/100	同じ	— 千円	— 円	

## 5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市区町村長	559,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額 841,000 円 / 559,000 円	
	( 副 町 長	( 699,000 円 )		673,000 円 / 491,000 円	
	収入役	491,000 円		594,700 円 / 454,000 円	
	( 収入役	( 546,000 円 )			
報 酬	議 長	454,000 円		505,000 円	
	副 議 長	287,000 円		356,000 円 / 263,900 円	
	議 員	233,000 円		291,000 円 / 213,400 円	
期 末 手 当	議 員	225,000 円		275,000 円 / 181,000 円	
	町 長	(平成18年度支給割合) 3.30			
	副 町 長	3.30 月分			
	収入役	3.30			
	議 長	(平成18年度支給割合) 3.30			
	副 議 長	3.30 月分			
退 職 手 当	議 員	3.30			
	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	559千円×在職月数×45.5/100	12,209千円	任期毎	
	収入役	491千円×在職月数×26.5/100	6,246千円	任期毎	
	備 考	454千円×在職月数×24.0/100	5,230千円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

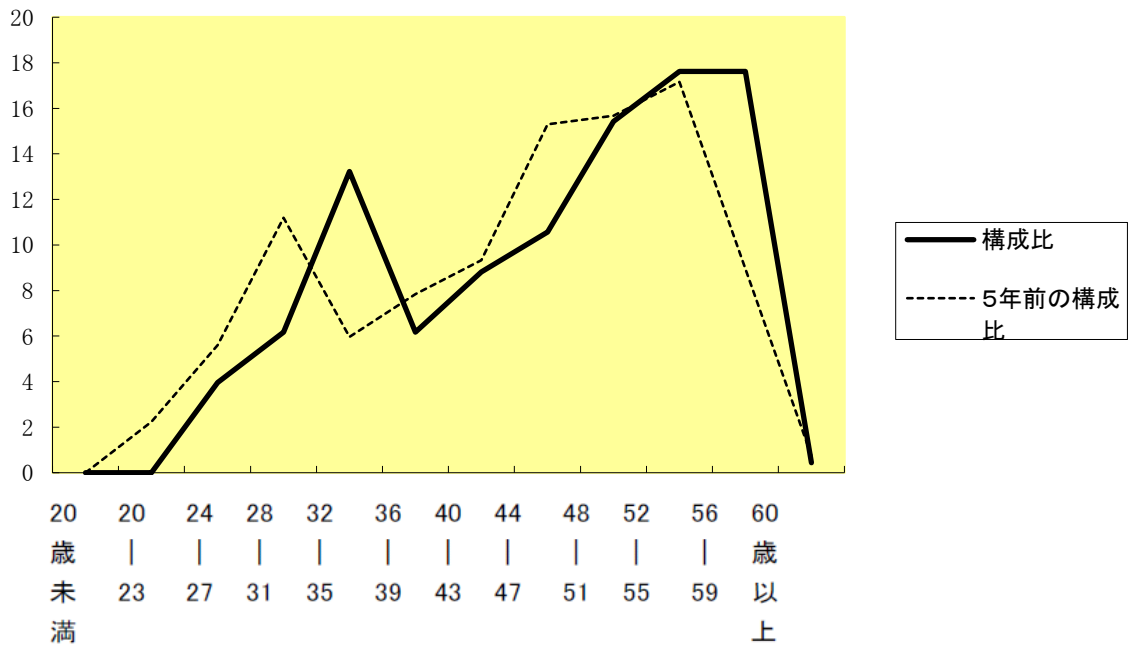
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4	4	0	会計課分室廃止や、事務事業の見直しによる
		総務	49	47	△ 2	
		税務	17	17	0	
		民生	24	22	△ 2	
		衛生	21	20	△ 1	
		農林水産	25	23	△ 2	
		商工	9	9	0	
土木		17	17	0		
計	166	159	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.63 人)		
教育部門	40	38	△ 2	事務事業の見直しによる		
消防部門						
小 計	206	197	△ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.20 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 115.28 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	8	8	0	介護サービス事業会計新設に伴う介護保険業務増	
	下水道	9	9	0		
	その他	9	13	4		
	小 計	26	30	4		
合 計	232	227	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.85 人		
		[250]	[250]	[ ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	9人	14人	30人	14人	20人	24人	35人	40人	40人	1人	227人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
247人	198人	49人	19.84%

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	49名の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17 年	18 年	19 年	20 年	18 年～19 年	(参考)
		計画始期	1 年 目	2 年 目	3 年 目	計	数値目標
一般行政	職員数	179	166	159		—	134
	増 減		△ 13	△ 7		△20 (44.4%)	△ 45
教 育	職員数	39	40	38		—	35
	増 減		1	△ 2		△1 (25.0%)	△ 4
消 防	職員数					—	
	増 減					( %)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	29	26	30		—	29
	増 減		△ 3	4		1 (0.0%)	0
計	職員数	247	232	227		—	198
	増 減		△ 15	△ 5		△20 (40.8%)	△ 49

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	183,282	-9,591	35,353	19.3	18.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
18年度	5	23,106	2,541	9,706	35,353	7,071	6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成17年3月31日合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 北 町	48.2 歳	396,340 円	580,320 円
団 体 平 均	45.3 歳	375,666 円	572,973 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。



### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

東 北 町		東北町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,941 千円		1,777 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
( 2 )月分	( 0.75 )月分	( 2 )月分	( 0.75 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（19年4月1日現在）

東 北 町			東北町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし )		(退職時特別昇給	制度なし )	
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	23,740	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	681 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	136 千円
支給実績（17年度決算）	379 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	76 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当 (月額)	配偶者		13,000円	同じ	528千円	264,000円
	配偶者以外 1人目	配偶者扶養	6,000円	同じ		
		配偶者非扶養	6,500円	同じ		
		配偶者無	11,000円	同じ		
	2人目以上1人につき		6,000円	同じ		
16～22歳の子1人につき		5,000円	同じ			
住居手当 (月額)	借家(借間)		27,000円以内	同じ	180千円	36,000円
	持ち家		月額3,000円	異なる 新築または 購入後5年 まで月額 2,500円		
通勤手当 (月額)	交通機関(運賃相当額)		55,000円以内	同じ	223千円	111,500円
	自動車等利用(通勤2km以上)		35,000円以内	同じ		
管理職手当 (月額)	管理又は監督の地位にある職員		給料月額に4～10%を乗じた額	同じ	419千円	419,000円
寒冷地手当 (11～3月の 月額)	世帯主	扶養親族のある職員	17,800円	同じ	352千円	70,400円
		扶養親族のない職員	10,200円			
	その他の職員		7,360円			
単身赴任手当	配偶者と別居する場合支給		月額 23,000～68,000円	同じ	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合支給		1時間当たり給与額×135/100	同じ	— 千円	— 円
夜間勤務手当	午後10時～午前5時までの間勤務した場合に支給		1時間当たり給与額×25/100	同じ	— 千円	— 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
5 人	5 人	0 人	0 %

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	増減なし

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要  
→6(3)②を参照

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定しました。

### ○基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託等を行い、総人件費の抑制を図る。

### ○具体的な取組内容

#### ①給料表

平成18年の給与構造見直しの実施に併せて、給料表を国の行政職俸給表(二)に準拠して改定している。

#### ②昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行っているが、昇格・昇給の基準について、国の運用を参考に見直しを行う。

### ○その他(民間委託の推進、事務・事業の見直し等)

平成17年度から技能労務職員については不補充としている。

清掃業務、運転業務について、平成17年度に民間委託済であるが、今後退職不補充に伴い更に民間委託を進める。